

火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となりました。

2016年（平成28年）12月に発生した糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法令が改正され

2019年10月1日から原則としてすべての飲食店等に消火器具の設置義務が強化されます。

公布：2018年（平成30年）3月28日 施行：2019年10月1日

新たに消火器具の設置が必要となる飲食店

改正前 延べ面積が150平方メートル未満の飲食店は、消火器具の設置義務なし



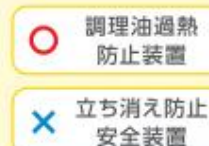
改正後 すべての飲食店等に消火器具の設置が義務化

（こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。）

設置する消火器は業務用消火器を設置してください。（10型粉末消火器を指導しています）

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）



ガスコンロ

小規模な飲食店等の関係者が自ら消火器の点検と報告ができるように点検の方法や点検結果報告書の記入要

領をまとめたパンフレット及びスマートフォンやタブレットをお持ちの方には、より簡単に消火器の点検と

報告を行うことができる、アプリも提供していますのでご活用ください。

[消火器の点検報告支援パンフレット<外部リンク>](#)

[消火器点検アプリ<外部リンク>](#)

お問い合わせ先 蕨市消防本部予防課 048-441-0174

